

富士駅南地区防災計画



富士駅南地区まちづくり協議会

防災部会

1. 地区の特徴と想定被害

○地区の概況

富士駅南地区は、北はJR東海道本線、南はJR東海道新幹線に囲まれた、東西に広いJR富士駅南側の区画整理された地域である。

総世帯数約5,100戸、人口12,000人が居住しており、市内では南西に位置し、地区は全体的に平坦で、主に住宅地が広がっている。

○過去の災害

現在の土地の形状になってからは、大きな自然災害が発生した記録は無いが、過去には、明治42年の台風により富士川の堤防が決壊し、富士川近隣の村が流失する被害が発生した。その後、富士川の治水対策について国に陳情を行い、現在の富士川堤防が完成している。

近年は、潤井川や早川の下流域において内水が発生し、富士駅南地区の南に位置する富士南地区の三四軒屋周辺において、床下浸水などの内水氾濫が時おり発生している。そのため、富士駅南地区内のJR東海道本線富士川橋の付近に放水路を建設する工事が行われている。

○地震被害想定

静岡県第4次地震被害想定では、地区内全域が震度6弱の揺れと想定されているが、液状化現象は発生しない想定になっている。

津波に関しては、地区内の標高が概ね7~17mあることや、海岸線から約2km離れており、富士川の遡上もあまり心配されていないことから、地区内に津波浸水想定区域は存在しない。

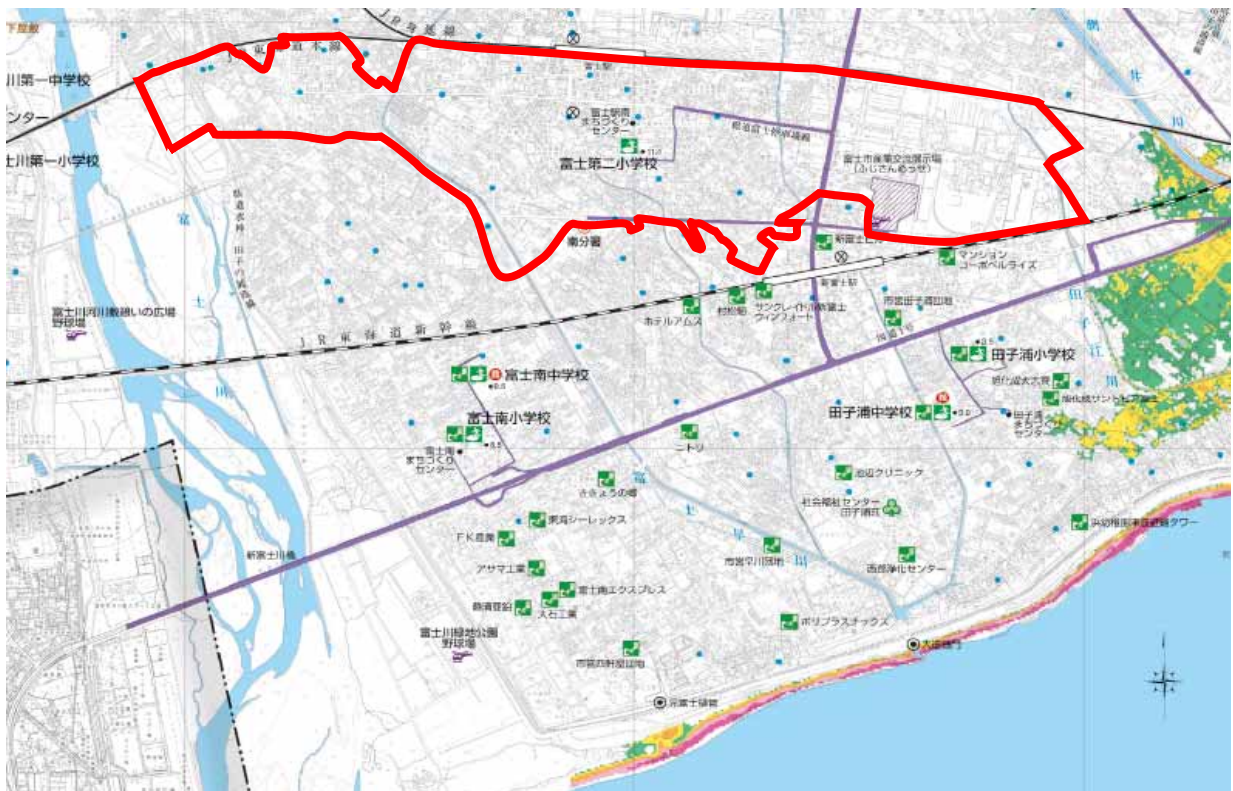
心配される影響としては、地震の揺れによる建物被害と、公共交通が近い地域ということから、電車の滞留旅客が発生する恐れがあり、場合によっては、避難所への受け入れをしなければならないため、事前に対策を検討しておかなければならない地域である。

○その他の被害想定

富士市が公表している、富士川洪水ハザードマップでは150年に一度の大雨により、富士川の堤防が決壊した場合、富士川寄り1m以下、JR富士駅南側付近で50cm未満の浸水が想定されている。

その他にも、十兵衛南区の一部において、平垣横割共同堀の河川被害が想定されている。

○区域図



富士市南西部（太線で囲まれた範囲が駅南地区）

2. 地区を支える団体の活動

災害時には、自主防災会だけでなく地区が一丸となって対応する必要がある。

駅南地区には、36の団体があるが、特に防災に関係の深い団体の活動を紹介します。

平常時から連携を取り合って顔の見える関係をより深めていく。

| | | | | | | |
|------|-------------|----|---|---|--------|---|
| 1 | 区長会 | 9 | ・行政と地区住民の連絡を図る ・区内の運営、問題点の解決 ・まつり等の行事開催、住民の交流により絆を深める | ・危険個所の確認 ・防災啓発 ・防災訓練、要援護者の確認 | | ・住民の安否確認、被災状況の調査・報告 ・被災者の支援 など 区内の統括及び指示 |
| 2 | 生涯学習(総務) | 3 | 全体会議・総会を開催し 100名の会員の地域連帯を図る | ----- | | 避難所総務班を担当し、避難所の運営を図る |
| 3 | 生涯学習(体育保健) | 8 | ・小木の里体育祭の企画・運営 ・地区球技大会の企画・運営 | イベントを通じて地区住民のふれあいの場を提供 | | 物資食料班を担当し、物資等の管理・炊出しの準備 |
| 4 | 生涯学習(安全教育) | 3 | ・全国交通安全運動での啓発 ・地区内の交通危険個所の確認 | 安全・安心まちづくり講演会などにより住民への啓発 | | ・保健衛生班を担当 ・応急手当、トリアージの補助 |
| 5 | 生涯学習(成人教育) | 3 | 小木の里文化祭の企画・運営 | 文化祭会場にて防災啓発展示(シート、テントなどの確認) | | ・施設管理班を担当し、間仕切り・トイレなどの設置指導 ・避難所内の危険個所の確認 |
| 6 | 生涯学習(青少年育成) | 2 | 街頭パトロール | パトロール時に、公園・神社・駅など公共施設(場所)の点検 | | ・施設管理班を担当し、間仕切り・トイレなどの設置指導 ・避難所内の危険個所の確認 |
| 7 | 福祉推進会 | | ・身近に住む誰もが安心して暮らせるための住民福祉活動 ・区民と共に声掛け、見守りの実施 | ・各区作成の支えあいマップにより災害時に繋がる安否確認の実施 | | ・高齢者、障害者など要介護者への支援 ・避難所開設時、被災者管理班を担当 |
| 8 | 富士第二小PTA | | 学校との連携による児童の安全管理 | ・通学路の交通指導 ・通学路の危険個所の洗い出し ・行政への改善提案 ・PTA行事を通じた通学路指導(ウォークラリー) | | ・児童の安全確認 ・子供の生活指導 |
| 9 | 富士南中PTA | | ・学校との連携による生徒の安全管理 ・学校行事への協力支援 | ・学校防災訓練への協力参加 ・通学路の危険個所の確認 | | ・生徒の避難所運営協力への指導 ・生徒による被災者への生活支援補助 |
| 10 | 子ども会世話人会 | | ・行事を通じ子供の集団活動の指導 | ・小学校、PTAと連携し地区の危険個所の洗い出し ・登下校時の交通指導 | | ・子供を集めて面倒を見る(生活指導)(子供支援隊) |
| 11 | 健康推進員 | 8 | 健康づくりの輪を広げる | 軽傷者の応急手当方法等の啓発 | | ・軽傷者の応急手当 ・負傷者のトリアージ及び救護所搬送手配 |
| 12 | コミュニティ推進会 | | ・駅南各種団体の連携づくり | ・文化祭その他イベントを通じ防災啓発 | | ・避難所運営に協力 |
| 13 | 民生児童委員 | | 要支援者を対象に見守り活動 | 要支援者保護、行政との調整 | | 要支援者保護、行政との調整 |
| 14 | 青少年指導員 | | 街頭パトロール | パトロール時に、公園・神社・駅など公共施設(場所)の点検 | | ----- |
| 15 | 地域安全推進員 | | ・子供達の登下校時の見守りパトロール ・防犯の啓発活動 | 危険個所の洗い出し | | ・避難所での防犯活動 ・避難で空家住宅の見回りパトロールと安全確認 |
| 16 | 交通安全協会 駅南分会 | 32 | ・交通安全街頭指導 ・交通安全広報活動 | ・富士駅南地区各種団体の行事時の交通指導、パトロール | | ・被災者の交通指導 ・避難所及び駅南地区の防犯パトロール |
| 17 | 消防16分団 | | ・消火活動 ・防火啓発活動 ・冬季の防火パトロール | ・消火活動 ・防火啓発 ・冬季の防火パトロール | | ・消火及び負傷者の救出 ・災害の復旧 ・(訓練時)避難所施設管理 |
| 18 | 富士第二小学校(職員) | | ・児童の安全確保、管理 | ・定期的な避難訓練の実施 ・防災教育の推進 ・通学路の危険個所等の確認 | 学 校 | ・児童の安全確保 ・被災状況の把握 ・保護者への安全な引き渡し ・PTAとの連携 ・避難所設営のための初期対応支援(地域との連携) |
| 19 | 富士南中学校(教職員) | 57 | 生徒の安全管理 | ・定期的な避難誘導訓練 ・救命救急講習会の実施 ・全校防災体験学習の企画運営 ・日常的な防災教育 ・危険個所の確認 | | ・生徒の安全確保 ・引き渡し場所への避難誘導 ・被災状況の調査・報告 |
| 20-1 | ふたば幼稚園 | | ・幼児教育、乳児保育 ・子育て支援活動 | ・防災訓練 ・防災教育 | | ・園児及びその家族の安否確認 ・園内及び周辺の安全確認 |
| 20-2 | 南幼稚園 | | ・園児の教育活動 | ・避難訓練 ・集団登降園時の交通指導 | 園 内 | ・園児の安全確認 ・市からの情報収集 ・園時の一時預かり |
| 20-3 | 南保育園 | | ・園児の保育 (園児132人・職員28人) | ・毎月の避難訓練(地震、火災、不審者) ・非常用品の点検 | 園 内 | ・園児の安全確認 ・保護者への引き渡し ・園の被災状況の報告 ・残留園児の保育(耐震診断で安全確認後は園舎内) |
| 21 | 駅南交番 | | ・交番管内の治安維持活動 ・事件、事故の届出受理 ・落し物等の受理 | ・危険個所の発見、警戒活動 ・防災訓練への参加 | 区 域 | ・被災状況の確認 ・住民の安否確認 ・被災者救出活動 ・諸願届出の受理等 |
| 22 | 加島の郷 | | 特養、その他介護サービスの提供 | ・毎月1回防災訓練の実施 ・防災委員会の設置 | 施 設 | 要援護者の受入 |

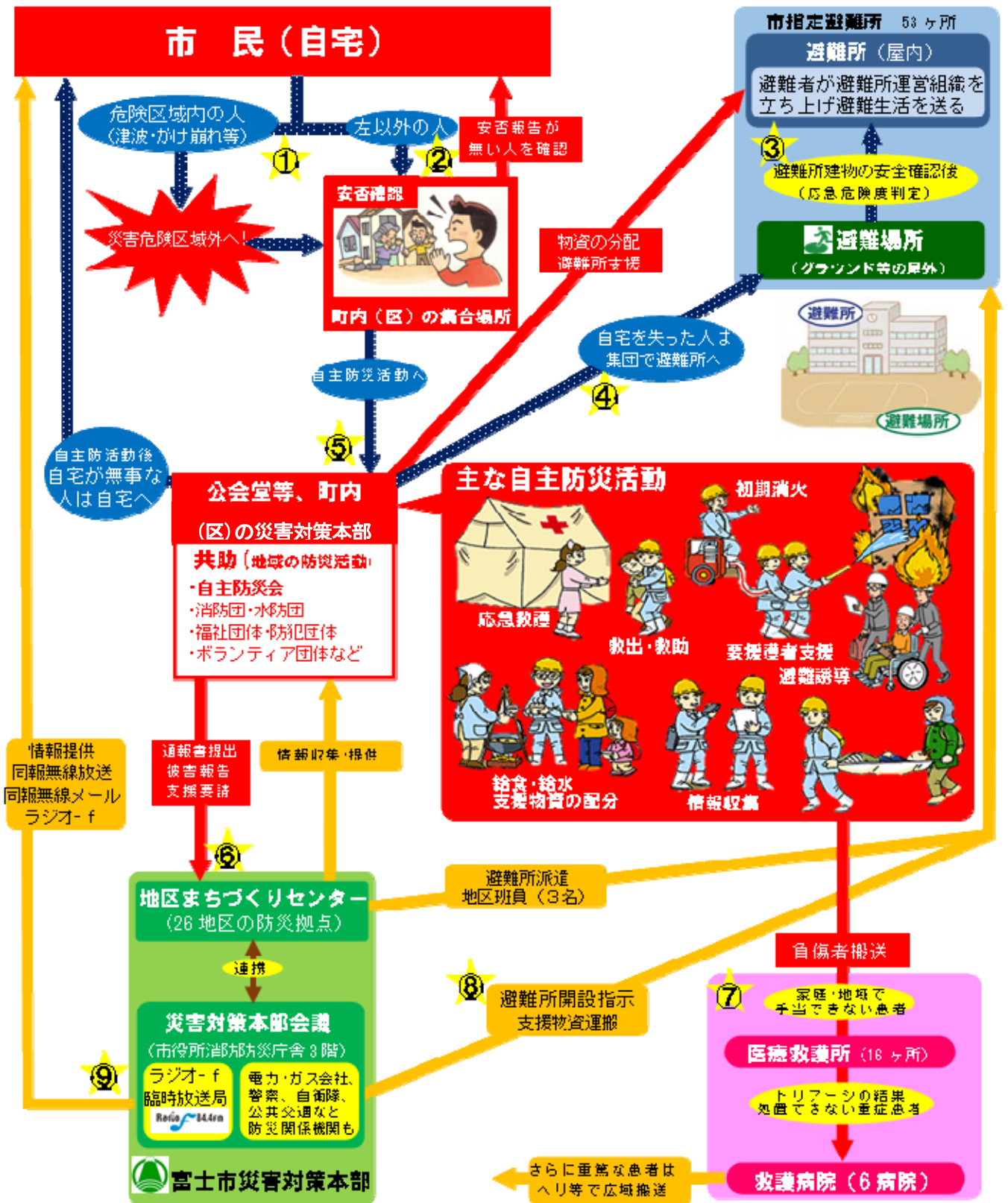
注意: 各項目とも要旨を箇条書きにて記入ください。

災害発生時の活動は、活動場所の欄に 印を付け、概要を簡単に箇条書き(避難所活動は施設管理、物資食料などの担当項目を)

3. 活動の流れ

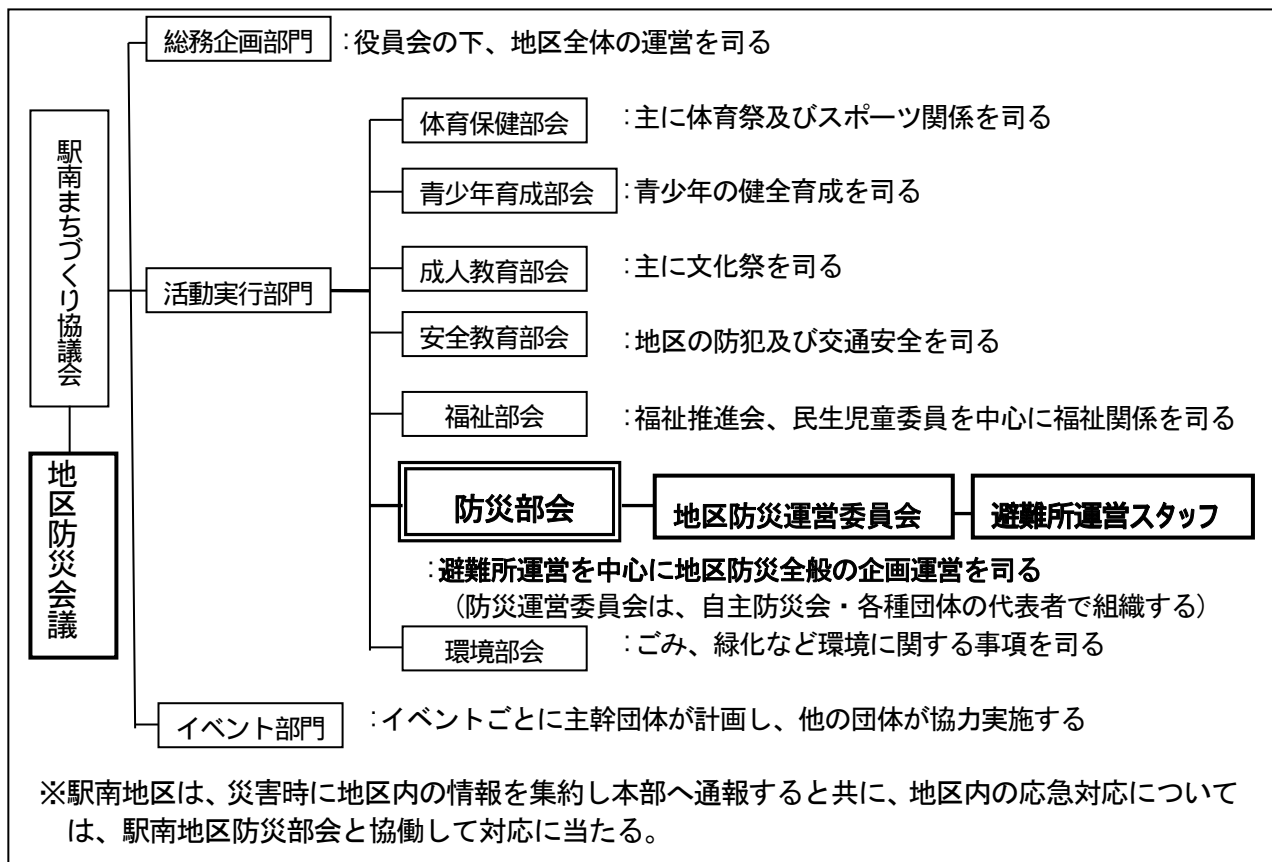
①～⑥: 自主防災会の活動、 ⑦～⑨: 行政(地区班・災害対策本部)の活動

【イメージ図(フローチャート)】



4. 防災まちづくりの構成

駅南まちづくり協議会の構成図により、各団体の特徴を活かした活動を連携を持ってあたる。



5. 避難所運営

- ①避難所は、富士市災害対策本部からの指示により市災害対策本部駅南地区班員と富士第二小学校の職員等が行う建物の安全確認の結果を元に、富士市災害対策本部が開設の判断を行うが、避難所の開設は、避難所運営スタッフを中心に避難者が行う。
- ②建物の使用許可が下りるまではグラウンドにて待機する。また、避難が長時間に渡る場合は、必要に応じて、まちづくりセンター防災倉庫からテントを搬出・設置しテント避難を行う。
- ③以下、避難所の開設・運用要綱については『避難所運営マニュアル』の規定に基づき運営する。
- ④避難所運営訓練は、年度ごと目的を設定し、訓練の評価によりマニュアルの検証と更新を行う。



6. 自主防災会

- ① 駅南9区の自主防災会は、「自主防災組織マニュアル」を作成し、防災訓練等を通じて防災力の向上に努めるとともに、他の区との連携の取れた防災活動を心がける。また、訓練結果に基づくマニュアルの確認と改定を行う。
- ② 自主防災会は、それぞれの「自主防災マニュアル」に基づき災害時の対策及び訓練を行う。
- ③ マニュアル作成および改定に当たっては、富士市の「自主防災活動の手引き」を参照し整合を図る。
- ④ 防災訓練は、9月の総合防災訓練を各自主防災会単位で行い、12月の地域防災訓練は、自主防災会の訓練を行うとともに、駅南地区全区で連携した避難所運営訓練を行う。
- ⑤ 自主防災会は、災害が発生した際は、富士市が定める「災害応急対策実施状況通報書（第2号様式）」（本マニュアル末尾に添付）に基づき自主防災会内の被災状況を確認し、地区拠点の駅南まちづくりセンターを經由し市災害対策本部に報告する。

7. 地区として行う防災活動

〔学校との連携〕

- ① 「学校防災教育連絡会議」により学校の防災体系を地区住民に周知する。
- ② 「地区防災会議」「地区防災運営委員会」「避難所運営スタッフ会議」等により、地区全体の防災に関する事項を定め周知する。
- ③ 災害が発生し学校が避難所となったことを想定し、学校職員も避難所運営訓練に参画する。また、訓練等を通じ、日頃から地域との連携を図る。
- ④ 災害に強いまちづくりには、普段から顔の見える関係づくりが必要なため、「小木の里まつり」等の地区行事を通じて協力関係の維持拡大を図る。

〔防災教育〕

- ① 学校の防災教育に地域防災指導員・自主防役員・災害ボランティア等が指導補助として参加し児童・生徒の防災力向上に協力する。
- ② まちづくり協議会の防災部会や各自主防災会等を中心に「地区の想定被害」「防災講習」「DIG・HUG・イメージTEN」などの防災研修を行い、地区の『防災力』向上に努める。
- ③ 駅南地区ハザードマップを作成し、地区内の防災施設や危険箇所等を住民に周知する。

〔その他〕

- ① 避難所運営訓練に合わせ、「地域安全推進員」「交通安全指導員」を中心に、駅南地区内をパトロールし災害発生時の防犯活動を視野に入れた訓練を行う。

8. 企業・団体との連携推進

- ① 食品・運送・製造・販売業や宿泊ホテル業、又は、介護施設など災害発生時に協働可能な企業をリストアップし発災時に協力可能か否かを事前に確認する。
- ② 協力可能な企業で避難所訓練などの際、一緒に訓練参加が出来る企業に参加要請し、共同で訓練を行い、平常時からの連携強化に努める。
- ③ 連携可能な企業（協定書の有無及び提供の有償/無償は問わない）

| | 企業名 | 連携の内容 |
|----|-------------|--------------------|
| 1. | 株式会社小林製作所 | 飲料水の提供 |
| 2. | 富士木材株式会社 | ダンボールトイレ、エアーマットの提供 |
| 3. | LPガス協会 | LPガスの提供、風呂の提供 |
| 4. | NTT西日本 静岡支社 | 災害時特設公衆電話の提供 |
| 5. | 加島の郷 | 高齢者の受入 |
| 6. | | |
| 7. | | |

(第2号様式・自主防災会通報用)

| 災害応急対策実施状況通報書 | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|------------------|------|
| (地震発生後) | | | |
| 通報時刻 | 平成 年 月 日 時 分 | | |
| 自主防災会の名称 | | 通報者名 | |
| 通報先 (受信部班) | 富士市災害対策本部 地域担当部 駅南 まちづくりセンター(地区班) | | 受信者名 |
| ○災害応急対策実施状況 | 実施済 | 準備中 | 未 |
| ・自主防災会の災害対策本部の設置(本部要員の人数 人) | | | |
| 災害対策本部の設置場所() | | | |
| ・町内住民の安否確認 町内の約 _____ %調査済み | | | |
| 死者 _____ 名 行方不明者 _____ 名 負傷者 _____ 名 | | | |
| ・救出、救助活動 | | | |
| ・負傷者を救護所又は救護病院へ搬送 | | | |
| ・初期消火活動 | | | |
| ・区民の避難、誘導 | | | |
| ・避難行動要支援者への呼びかけや避難支援 | | | |
| ・避難場所への必要な資機材の運搬 | | | |
| ・まちづくりセンターへの連絡要員の派遣 | | | |
| | | | |
| | | | |
| ○被害状況、要請事項等を記入してください | | | |
| 被害状況 | | | |
| ・全壊家屋 | なし | あり(棟) | |
| ・半壊家屋 | なし | あり(棟) | |
| ・要救助者 | なし | あり(人・不明) | |
| ・重傷者 | なし | あり(人・不明) | |
| 救出、救助要請 | なし | あり(推定される生理め者数 人) | |

※ 応急計画に定められた内容等について速やかに通報してください。

※ 自主防災会等は、地区班(駅南まちづくりセンター)に、徒歩等により速やかに通報してください。

制定:初版 平成27年7月11日